

原義保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
--------	------------------

佐 本 生 企 発 第 2 8 6 号
令 和 6 年 5 月 9 日

各 警 察 署 長 殿

継 続

有 効	令和10年3月31日まで
銃砲・危険物係	

生 活 安 全 部 長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者からの猟銃所持許可等の申請への対応について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第2項に規定する者（以下「特定従事者」という。）の猟銃所持許可及び更新の申請に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）第11条第1項第6号に規定する書類を申請書に添付等させているところ、手続の処理について下記の事項に引き続き留意し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 申請書の添付書類

特定従事者は、猟銃所持許可等の申請に当たり、銃刀法施行規則第11条第1項第6号に規定する次の添付書類を申請書に添付することにより技能講習が免除されている。

- (1) 猟銃等を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類
- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府・農林水産省・環境省令第1号。以下「共同命令」という。）第3条の規定により交付を受けた書面（共同命令第2条第1号の特定捕獲等に係るものに限る。以下「対象鳥獣捕獲等参加証明書」という。）
- (3) 共同命令第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面

このうち、(1)の書類の添付については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第7項に規定する許可証又は同条第8項に規定する従事者証（いずれも猟銃所持許可等申請日において有効なものに限る。以下「許可証等」という。）を申請時に提示させるなどして、申請者が技能講習免除対象者であることを確認すること。

また、(2)の書類について共同命令第2条第1号に規定する「許可申請日前1年以内に・・・特定捕獲等に1回以上参加」とは、申請日の前日から1年以内に特定捕獲等に1回以上参加していることを表しており、例えば申請日が平成29年4月1日である場合には、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に特定捕獲等に参加したことを証明する対象鳥獣捕獲等参加証明書が申請時に

有効な書面となることに留意すること。

2 申請者が申請日において有効な許可証等を所持していない場合に 1 (1)の書類とすることができる書類

銃刀法施行規則第11条第 1 項第 6 号の「対象鳥獣の捕獲等に従事している」とは、申請日を含む一定の期間において連続的又は断続的に対象鳥獣の捕獲等に従事していることを意味するものであり、断続的な形で対象鳥獣の捕獲等に従事している者の場合には、申請日において有効な許可証等を所持していないこともあり得る。

対象鳥獣の捕獲等に従事しているにもかかわらず、申請日において有効な許可証等を所持しない者からの申請においては、次のいずれかに掲げる書類を 1 (1)の書類とすることができる。

- (1) 申請日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事していることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）
- (2) 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日（申請日前 1 年以内の日に限る。2 (3)において同じ。）から 1 年以内の日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）
- (3) 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日から 1 年以内の日から有効期間が開始する許可証等

なお、2 (2)又は 2 (3)に掲げる書類については、申請日にこれを提示できない場合であっても、そのことをもって直ちに許可又は許可の更新を拒否することなく、当該書類の追加提示による補正を求めた上、申請に対する処分を行う日（猟銃所持許可更新の申請の場合は、許可の有効期間における最後の閉庁日）までに当該書類の提示があれば、補正がなされたものとして処理すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成29年 8 月23日

（有効期間：令和 5 年 3 月31日まで）